



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 27 日(火)
第 8 8 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (760) (交流推進課) 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 (761) (東部生活環境事務所) 2 建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (762) (県土総務課) 2 土砂災害警戒区域の指定 (3 件) (763~765) (治山砂防課) 2 土砂災害警戒区域の指定の変更 (3 件) (766~768) (〃) 4 土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (769・770) (〃) 5 土砂災害特別警戒区域の指定の変更 (771) (〃) 6 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (3 件) (772~774) (〃) 6 開発行為に関する工事の完了 (775) (西部総合事務所生活環境局) 8
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住まいまちづくり課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立厚生病院) 8 総合評価一般競争入札の実施 (〃) 11

告 示

鳥取県告示第760号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県開催第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット運営業務受託者選定審査委員会	鳥取県で開催する第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット運営業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年12月27日から 平成29年2月28日まで	交流推進課

鳥取県告示第761号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県東部生活環境事務所長 亀 井 雅 議

指定区域	埋立地の区分
岩美郡岩美町大字大谷字西前田1475外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県東部生活環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第762号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成28年12月27日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社乗本技建
東伯郡琴浦町大字佐崎143
代表取締役 河村 克己
- 3 処分の内容
平成28年12月27日から平成29年1月2日までの7日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業の全部。
- 4 処分の原因となった事実
同社は、県発注工事（産業人材育成センター倉吉校本館等改修工事及び県道羽合東伯線（天神橋）橋梁補強工事）において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、一次下請業者として建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事の範囲を超える金額で工事を請け負った。このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

鳥取県告示第763号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
妙見谷川（Ⅰ－2－3－6－29）、河内東谷川2（Ⅱ－1－1－1－44）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第764号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
朝金2（Ⅱ－1－3－29－8）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第765号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
日野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
土居谷川（Ⅰ－1－3－37－103）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野

県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第766号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
 - ア 名称の変更に係るもの
変更前 通り谷川（I-1-1-10-40） 変更後 大城川（I-1-1-10-40）
 - イ 区域の変更に係るもの
河内左谷川（I-1-1-1-31）、大城川（I-1-1-10-40）、下平川（I-1-1-13-6）、
紺屋川（I-1-1-13-12）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
上土居A地区（I-91）、田原谷地区（I-333）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第767号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
八頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
大江O地区（II-2334）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第768号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
奥絹屋三（I-1-3-28-58）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第769号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
妙見谷川（I-2-3-6-29）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第770号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

南部町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
朝金 2 (Ⅱ-1-3-29-8)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
名称の変更に係るもの
変更前 通り谷川 (Ⅰ-1-1-10-40) 変更後 大城川 (Ⅰ-1-1-10-40)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「政令」という。) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
上土居 A 地区 (Ⅰ-91)、田原谷地区 (Ⅰ-333)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第772号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
河内左谷川（I-1-1-1-31）、大城川（I-1-1-10-40）、下平川（I-1-1-13-6）

鳥取県告示第773号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
八頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
大江〇地区（II-2334）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第774号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
南部町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの
奥絹屋三（I-1-3-28-58）

鳥取県告示第775号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年12月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成28年10月28日 鳥取県指令第201600114448号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市上道町3431、3433、3435、3436-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8-8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 松岡 昇
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第1044号
- 4 免許を取り消した年月日 平成28年12月19日
- 5 取消しの理由 死亡

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月27日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

- 1 調達内容
 - (1) 業務の名称及び数量
厚生病院清掃等業務 一式
 - (2) 業務の仕様
入札説明書による。
 - (3) 業務の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
 - (4) 業務の場所
倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
 - (5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 29 年 1 月 10 日（火）正午までに 4 の（2）の場所に提出するとともに、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。また、4 の（1）の場所に申請書類の写しを提出すること。

- (3) 平成 28 年 12 月 27 日（火）から平成 29 年 2 月 8 日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、同項第 1 号及び第 5 号に掲げる事業の登録を受けている者又は同項第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 15 に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。
- (6) 平成 23 年度以降に 1 件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が 6,000 平方メートル以上の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成 28 年 12 月 27 日（火）から平成 29 年 1 月 23 日（月）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年12月27日（火）から平成29年1月23日（月）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月8日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日午後5時までとする。）

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院 第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「事前提出物」という。）を、4の（1）の場所に平成29年1月23日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に競争相手入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 本件入札の入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）調査基準価格の設定

本件入札は、清掃業務委託契約に関する低価格入札調査制度実施要領（平成28年12月13日付厚病第762号）に基づく調査基準価格を設定している。調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、

発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1 Set

(2) Delivery period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2022

(3) Delivery : 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM, 23 January, 2017

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM, 8 February, 2017

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 7 February, 2017

(6) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL:0858-22-8181

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月27日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院医薬品調達管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで（ただし、平成29年3月31日までは準備期間とする。）

(4) 履行場所

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成28年12月27日（火）から平成29年2月9日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成28年12月27日（火）から平成29年2月9日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が薬品類の衛生材料、医療薬品及び理工化学薬品に登録された者であること。なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年1月10日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院から医薬品の調達管理業務（以下「同種業務」という。）を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181

電子メールアドレス kouseibyoin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成28年12月27日（火）から平成29年1月24日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>）から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成28年12月27日（火）から平成29年1月24日（火）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月9日（木）午後1時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。）

イ 場所

倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院 大会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成29年1月24日（火）午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成29年1月30日（月）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、審査委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

その他詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Supply Processing and Distribution System for drugs, 1 set
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 4:00 PM, 10 January, 2017
- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 30 January, 2017
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 1:00 PM, 9 February, 2017
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 11:00 AM, 9 February, 2017
- (5) Please contact :Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL:0858-22-8181